

埼玉県 鴻巣市

居宅サービス計画

自己作成のてびき

鴻巣市役所 介護・健康課

TEL048(541)1321

〒365-8601 鴻巣市中央1-1

下記の《例》をもとに「自己作成」の手順を説明します

自己作成の流れ

《例》◎要支援のAさん

◎訪問介護サービスを週3回・2時間ずつ利用

1 サービス単位の確認

Aさんは、Bケアサービスに、2時間(夜間・早朝・深夜ではない場合)の訪問介護サービス(家事援助)の〈単位〉・〈サービスコード〉を電話で問い合わせをしました。

介護保険制度では、サービスの単価はすべて〈単位〉で決められています。

同じ内容のサービスは、原則的に全国どこでも同じ〈単位〉です。(福祉用具貸与は除く)

サービス事業所によっては、割引をする場合もあります。

→ 2時間(夜間・早朝・深夜ではない場合)の家事援助の〈単位〉 ----- 388単位
〈サービスコード〉 ---- 11-2511

2 サービスの計画

サービスを利用する1ヶ月前に計画をたてます。(4月のサービス計画であれば、3月に計画)

まず、介護保険被保険者証の「支給限度基準額」欄を確認します。→〈資料1〉参照

「訪問通所サービス区分」欄と「短期入所サービス区分」欄の2種類がありますが、Aさんが利用したい訪問介護サービスの区分は「訪問通所サービス」です。

Aさんは、「要支援」なので、1ヶ月に利用できる「訪問通所サービス」は、6,150単位までとなっています。

6,150単位を超えると、その超えた分は、10割自己負担となります。

Aさんは、週3回・2時間ずつ利用する計画をたてました。

→ 388単位×週3回×4週間=4,656単位 ですので、限度額は超えません。

3 利用料の計算

さて、今度は単位を金額に換算してみます。

【サービス利用票別表】に記入しながら、計算をしてみました。→〈記入例1〉参照

一単位の金額は、サービス事業者の所在地やサービスの種類で違います。

「一単位あたりの単価」表を見てください。→〈資料2〉参照

Bケアサービスの所在地は、鴻巣市なので「その他」となります。「その他」の「訪問介護」サービスは、一単位=10.00円です。

→ 4,656単位×10.00円=46,650円(小数点以下は切り捨て)

利用者の負担率は10%ですので、Aさんの1ヶ月の利用料は

→ 46,650円×10%=4,665円(小数点以下切り上げ) となります。

※次のページへ

サービス利用票別表

訪問通所区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	点数	回数	サービス 点数/金額	種類支給限度 基準を超える点数	種類支給限度 基準内点数	区分支給限度 基準を超える点数	区分支給限度 基準内点数	点数 単価	費用総額 (保険対象分)	給付率 (%)	保険給付額	利用者負担 (保険対象分)	利用者負担 (全部負担分)	
B77アサービス	1311512345	家事援助5	11-2511	388	12	4.656				4,656	10.00	46,560	90	41,904	4,656		
							区分支給限度 基準額 (点)	6,150	合計	4,656				4,656	46,560	41,904	4,656

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度 基準額 (点)	合計点数	種類支給限度 基準を超える点数	サービス種類	種類支給限度 基準額 (点)	合計点数	種類支給限度 基準を超える点数
訪問介護				通所介護			
訪問入浴介護				通所リハビリテーション			
訪問看護				福祉用具貸与			
訪問リハビリテーション				合計			

短期入所区分支給限度管理・利用者負担計算

区分支給限度基準額(日)		前月までの利用日数	当月の計画利用日数	保険給付対象日数	区分支給限度基準を超える日数											
事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	点数	日数	給付対象日数	区分支給限度 基準内点数	点数 単価	費用総額 (保険対象分)	給付率 (%)	保険給付額	利用者負担 (保険対象分)	対象外 日数	給付対象外 点数	利用者負担 (全部負担分)	

〈記入例1〉

4 サービスの予約

上記の計画にそって、実際にBケアサービスに連絡し、1ヶ月分の予約がとれました。

Bケアサービスの〈事業所番号〉も確認しました。

→Bケアサービスの〈事業所番号〉…1311512345(10ケタ)

この番号は【サービス利用票別表】に記入します。



5 書類の作成

上記の予約のとれたサービスについて【サービス利用票】を作成します。→〈記入例2〉参照
提供時間帯・サービス内容・サービス事業所名・予約したヘルパー派遣日等をもれなく記入しました。



6 市への届出

市役所の介護・健康課へ、サービスを利用する前月中に、1ヶ月分の利用計画を毎月届出します。

郵送での届出はできません。

また、毎月同じ内容の計画であっても、まとめて2ヶ月以上の計画は受付できません。

(予約状況が変更する可能性が大きいため)

持参するもの ①【サービス利用票】②【サービス利用票別表】③【介護保険被保険者証】

介護・健康課では、予約状況の変更がないか、支給限度額を超えていないか、利用者負担の計算は正しいかなど内容を確認し、①【サービス利用票】に確認印を押してお返します。

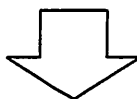
また③【介護保険被保険者証】には『自己作成』と記載してお返します。



7 サービス事業者への通知

市への届出がすんでいることを、予約したBケアサービスへ知らせる必要があります。

市の確認印が押印された①【サービス利用票】のコピーをBケアサービスへ郵送で送ります。



以上が1ヶ月の流れです。毎月1～7の手順を繰り返します。

届出の後、サービス計画に変更があった場合は、【サービス利用票】をもう一度作成しなおし、市役所介護・健康課への届出とサービス事業者への通知もやり直します。

保険者番号	112177	保険者名	鴻巣市	保険者確認印	作成年月日	平成12年3月15日					
被保険者番号	0000123456	フリガナ 被保険者氏名	〇〇〇〇		届出年月日	平成 年 月 日					
生年月日	明・大・昭 10年10月10日	性別	男・女	要介護状態区分	(要支援) 1 2 3 4 5	訪問通所支給 限度基準額	6,150 単位/月	短期入所支給 限度基準額	7 日/期間	前月までの 短期入所 利用日数	0 日
				変更後 要介護状態区分 変更日	要支援 1 2 3 4 5	平成 年 月 日	平成12年4月から 平成12年〇月まで	限度額管理 期間	平成12年4月から 平成12年〇月まで		

提供時間帯	サービス内容	サービス 事業者 事業所名	日付 曜日	月間サービス計画及び実績の記録																															合計 回数
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
15:00~ 17:00	家事援助5	Bケアサービス	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	12		
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																
			予定																																
			実績																																

〈資料1〉

【介護保険被保険者証の説明】

要介護状態区分等	①	
認定年月日	平成	年
認定の有効期間	平成	年
訪問通所(通院)サービス	②	区分支給限度基準額
		平成
		1月あたり
(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額
短期入所サービス	③	区分支給限度基準額
		平成
		日
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	④	

① 要介護状態区分等
あなたの要介護度が記載されています。

② 区分支給限度基準額
記載されている期間内に利用することができる、訪問通所(通院)関係サービスの1ヵ月あたりの上限です。《単位表示》【1単位…10.00～10.72円】
1単位あたりの金額は、サービス事業所の所在地やサービスの種類によって異なります。(別表参照)

③ 区分支給限度基準額
記載されている期間内に利用することができる、短期入所関係のサービスの上限です。《日数表示》

④ 認定審査会の意見ほか
この欄にサービス種類の指定などが記載されている場合は、利用できるサービスは、指定されたものに限ります。

【サービスの区分と利用上限】

- 介護保険で利用できる在宅サービスには、サービスの性格により『訪問通所(通院)関係のサービス』と『短期入所関係のサービス』の区分があります。
- それぞれの「区分」ごとのサービスには、上記の「区分支給限度基準額」欄に記載されているとおり保険扱いで利用できる上限があります。
- 「区分支給限度基準額」の範囲内でサービスを利用した場合は、利用者は費用の1割を負担します。「区分支給限度基準額」を超えてサービスを利用した場合は、その超えた分については10割自己負担となります。

訪問・通所(通院)関係のサービス
①訪問介護(ホームヘルプ)
②訪問入浴介護(在宅での入浴介護)
③訪問看護
④訪問リハビリテーション
⑤通所介護(デイサービス)
⑥通所リハビリテーション(デイケア)
⑦福祉用具貸与

短期入所関係のサービス
①短期入所生活介護(施設でのショートステイ)
②短期入所療養介護(医療機関でのショートステイ)

【支給限度基準額】

	訪問・通所サービス区分		短期入所サービス区分		福祉用具購入	住宅改修
		①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤通所介護 ⑥通所リハビリテーション ⑦福祉用具貸与		①短期入所生活介護 ②短期入所療養介護		①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分
要支援	1ヵ月あたり	6,150単位	6ヵ月あたり	7日	1年間あたり 100,000円	1住居につき1回 200,000円
要介護1	1ヵ月あたり	16,580単位	6ヵ月あたり	14日		
要介護2	1ヵ月あたり	19,480単位				
要介護3	1ヵ月あたり	26,750単位	6ヵ月あたり	21日		
要介護4	1ヵ月あたり	30,600単位				
要介護5	1ヵ月あたり	35,830単位	6ヵ月あたり	42日		

※1年…毎年4/1～翌年3/31

区分支給限度基準額の対象外サービス	
①居宅療養管理指導	④介護福祉施設サービス
②痴呆対応型共同生活介護	⑤介護保健施設サービス
③特定施設入所者生活介護	⑥介護療養施設サービス

鴻巣市はその他の地域です。

【一単位あたりの単価】

サービス種類	サービス事業者・介護保険施設が所在する地域区分				
	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
①居宅療養管理指導 ②福祉用具貸与 ③居宅介護支援	10.00円	10.00円	10.00円	10.00円	10.00円
①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③通所リハビリテーション ④短期入所生活介護 ⑤短期入所療養介護 ⑥介護福祉施設サービス ⑦介護保健施設サービス ⑧介護療養施設サービス	10.48円	10.40円	10.24円	10.12円	10.00円
①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③通所介護 ④痴呆対応型共同生活介護 ⑤特定施設入所者生活介護	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10.00円